経営お役立ち情報

消費税引上げ2019年10月軽減税率制度スタート!



早めの準備が 必要です

軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。 以下を満たすものが外食となります。

「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、 その他の飲食に用いられる設備のある場所において、 飲食料品を飲食させる役務の提供」

%

軽減税率 (外食にあたらない) テイクアウト、持ち帰り、出前宅配、 お土産、屋台での軽食(テーブル、 椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。 (例) お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供した ものを店内で飲食した場合でも軽減税率の対象になります。

標準税率(外食・ケータリング等) 店内飲食 (イートイン含む)、フー ドコートでの飲食、ケータリング・ 出張料理等

有料老人ホーム等で提供される一定の基準を満たす飲食料品 は軽減税率の対象になります。

消費税 軽減税率制度導 入 の 理

軽減税率 対象品目 (象品目が含まれている)減税率(消費税率8%)自社の販売商品に

標準税率

対象品目の

準税率(消費税率な)

10は

%

(BtoC)

(BtoB)

受発注システムの 改修・入替の 検討が必要

レジの入替の 検討が必要

q

Н

請求書等の 記載事項の追加 が必要



経理処理の 変更が必要

洋菓子店ですが、希望するお客様にサービスで保冷剤を付け てケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋 菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか?

人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」 に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽 減税率の適用対象となります。ただし、保冷剤について別途対価を とっている場合は、保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、 軽減税率の適用対象となりません。





8%











飲食料品の送料については、 軽減税率の適用対象となりますか?



飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありま せんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、 その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対 象となります。

3,000円 + 税240円







食品なので



10%

8%

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ お気軽にご相談・お問い合わせください ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆

大本山 永平寺御用達



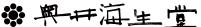
本社 敦賀市神楽1-4-10 TEL 0770-22-0493 代

工場 敦賀市金ヶ崎町11-14 FAX 0770-22-6780

東京コレド室町店 東京都中央区日本橋室町2-2-1 1F TEL 03-3548-0493

西武百貨店池袋店 東京都豊島区南池袋1-28-1 B1 TEL 03-5949-2056

御昆布司





公益財団法人 福井県予防医学協会



予防医学事業中央会福井県支部 登録衛生検査所(福井県第1号) 労働衛生サービス機能評価認定 日本総合健診医学会認定優良総合健診施設

下田 正昭 会 長 嶋﨑 元博 理事長

〒918-8238 福井市和田2丁目1006番地 TEL 0776-23-4810(代) FAX 0776-23-4876

全国労働衛生団体連合会会員 労災保険二次健診等給付医療機関 プライバシーマーク機能評価認定